

国際関係論と移動する人：国際関係論の新たな射程

柄 谷 利恵子

I. はじめに

近年、国際関係論のテキストが扱う対象は、「インターネット」、「グローバル市民」、「地球公共財」などますます拡大している。またいまや、NGOや国際機関といった主権国家以外の行為体や、紛争後社会に対する国際支援や地球温暖化防止にむけた協定といった国境を越える取り組みに触れずに国際関係論を語り・教えることは考えられない。「国際」の英語訳がinternationalであることを考えれば、「国境なき国際政治」という一見奇妙にも思われる研究課題が、可能だけでなく不可欠になっているのかもしれない。「人の国際移動」も、特に1990年代以降、国際関係論で取り上げられるようになったテーマのひとつである。そこで、国際関係論が「人の国際移動」を研究対象として何が明らかにされるのか。またそのことが国際関係論になにをもたらすのか—国際関係論が取り扱う対象の拡大(expansion)なのか、学問としての再構築(reconstruction)となるのか、それとも変容(transformation)なのか—について考察する。

もちろん人が移動するという現象は目新しいものではない。経済学や社会学などでは以前から「人の移動」に関する研究が行われていた。日本とは異なり、英米の研究機関では「難民研究」や「国際移住研究」が活発におこなわれており、専門の学位コースや研究所も多い。しかしこういった教育・研究活動は国際関係論専攻のなかでおこなわれているわけではない。国際関係論における主要行為体が「国家」であることは現在でも変わりないし、今後もそうありつづけるだろう。国際関係論が前提とする国家とは、国境を基盤とした一定の領土と国籍という法的絆を基盤とした成員(国民)から構成される、「領域的・国家」であり「国民・国家」である。また、国内においては国家に勝る権力は存在せず、国外においては他国からの干渉を受けない自立した存在としての「主権・国家」もある。そこで「人の国際移動」は、国境や国籍といった「境界線」をまたぐことで、「境界線」の安定を脅かしかねない行為とみられてきた。つまり、「境界線」を基盤とする国際関係論の立場からすれば、「人の移動」は管理の対象であり、そのためのメカニズムの設立・維持が主要関心事となる。

したがって、「境界線」が引かれる場所や方法をめぐる攻防は、国際関係論の語り方・教え

方に多大な影響を及ぼす。さらにこれまであまり注目されてこなかったが、移動する人の背後には移動しない人や移動できない人々、移動した人の家族が存在する。また移動しない人の生活の安定や安寧が、移動する人によって支えられている事例も増えてきている。たとえば、世界的に社会保障制度の緊縮化が進む中で、海外からの送金によって生計を立てる世帯や、海外から住み込みの介護・看護士を私的に雇用する世帯が増えてきた。実際に国境を越える人は少数であっても、あらゆる人が移動する可能性を持っている。つまり「人の移動」がもたらす「境界線」に対する問いかけは、管理のメカニズムによって押さえ込むような一時的なものではなく永続的に続していくものなのである。そこで、「人の移動」を国際関係の例外的事象ととらえるか、現行の体制への挑戦や変容が表れる事象ととらえるかによって、論者の学問的志向があらわれることになる。

本稿で主張したいことは次の3点である。第1に、国際関係論においても、「移動する人=例外」、「移動しない人=通常」という二分法に基づいて「人の移動」を分析するという従来の考え方を見直される必要がある。第2に、国際関係を誰の視点から分析するのか—現在の国際政治体制の主要行為体である「国家」の視点に基づいて議論するのか、それとも周辺的地位に置かれている「個人」の視点を重視するのか—によって、「人の移動」に対する見方が異なってくる。英米では「人の移動」が実践的政策分野として扱われる傾向が強い。その結果、国家間関係を中心とした国際関係にもたらす利益を最大化する方法で、「人の移動」をいかに管理していくか、そのためにはどのような政策提言ができるかにその関心がおかされているように見える。もちろん移動する人の人権がないがしろにされてはいけないが、そこで最重視されるのは「管理された開放性（regulated openness）」¹⁾の原則の確保とそのための多国間協力の促進であり、移動する人の権利の保護や促進ではない²⁾。それに対して、国際関係論の中に「人の移動」という分析枠組みをとりこむことによって浮かび上がる新たな課題があるというのが、本稿の第3の主張である。具体的には、国家と個人の関係が変化している折、国際関係論の究極の問題である安全や安寧とは何を指すのかについて、国家の枠から離れている人、離れざるをえない人、見捨てられている人を含めて考えていく必要がある。そのためには、国際関係論を語り教える際に「人の移動」を取り上げていく意義は大きい。

以下、国際関係論の中で人の移動が取り上げることに既存の研究がどのような意義を見出していたか（もしくは見出していなかつたか）を検討する。次に、欧米及び日本の研究・教育機関で「人の移動」がどのように取り扱われているかを対比する。最後に、国際関係論の新たな可能性を問う課題の1つとして、家族関係といふいわゆる「私の領域」のグローバル化に対応する「グローバル・ガバナンス」の可能性（是非）をとりあげる³⁾。国境を越えて人が移動することで、国家のあり方やもちろん、私たちの日常生活や家族関係にも様々な変容がもたらされている。その際に生じる「安全（security）」や「非・安全（insecurity）」に対してどのように対処しうるのか。国家間外交および協力だけでは解決し得ない問題について、「グローバ

ル・ガバナンス」という考え方が議論されるようになって久しい。いまや、国境を越えてやってくる住み込みの介護士やお手伝いさん、国境を越えて引き取られる国際養子の数は増加の一途をたどっており、彼女・彼らの移動の理由を「本人の意思」にのみ還元することはできない。そうではなく、社会福祉制度の削減や労働市場のグローバル化といった、国際及び国内の政治経済体制の変容に起因する移動であると認識すべきである。にもかかわらず、彼ら・彼らの「安全」や「非・安全」を家族関係の変容、つまり国際関係論の対象領域外である「私的領域」の問題として無視することは妥当なのか。今後、人の移動という観点を国際関係論の射程に含めることにより、こうした課題がうかびあがってくる。

II. 国際関係論と人の国際移動—これまでの動向

A.リンクレーター（A. Linklater）とJ.マクミラン（J. MacMillan）は、1995年に出版された*Boundaries in Question: New Directions in International Relations*の冒頭で、1960年代から1980年代にかけての国際関係論が、現在と比べて学生や研究者にとっていかに「居心地がよく」、「たやすい」学問であったかを述べている⁴⁾。もちろん大げさに自嘲的に書いているのだが、2人によれば1960年代の学生はカー、モーゲンソー、ウォルツが書いた数冊の書物に専念すればそれだけでよかった。その後、科学主義の導入が試みられるが、国際関係論の学問的根幹が揺らいだわけではなく、その中心はあくまでも「アナキー、国家と戦争、大国の外交政策、脱植民地化と近代化、国際機関の役割」⁵⁾に限定されていたし、隣接分野とのかかわりも限定的だった。さらに、学問としての性質や目的についての認識が共有されており、それに反対する人もほんどうんど存在しなかった。しかしそのような「古きよき時代」は終わり、現在は国際関係論が扱う対象領域は飛躍的に拡大し、国際関係論が独立した学問分野であるかどうかにすら疑念が高まっていると2人は述べている⁶⁾。もし頃末で一時的な問題まで対象領域に含めて研究・教育がおこなわれているのなら、国際関係論の学問的発展にとってマイナスであり時間と労力の無駄である。したがって、新しい対象領域や行為体が取り上げられる際、それらが国際関係論にとっていかに有意義であるかを吟味する必要がある。

人の国境を越える移動が国際関係論の教科書などに取り上げられるようになったのもここ20年ぐらいである。日本国際政治学会でも、1988年の『国際政治』（第87号）が「国際社会における人間の移動」についての特集号として出版された。この号の編集を担当した平野健一郎は巻頭論文で、リアリスト、リベラリスト、相互依存論の中で人の国際的移動を正当に扱う理論的枠組みが存在しないことを指摘した。今後求められるのは、「ヒトの国際的移動の急増という目前の事実にのみ呼応するものではなく、おそらくはもっと深い、本質的なレベルでの理論的変革を要請するもの」⁷⁾であると続ける。そのためには、「さまざまな形態のヒトの国際的移動を、まずはありのままに考察すること」⁸⁾が必要であり、最終的には、「国際関係論本来の基本

問題であったはずの『国家と人間』、『国家と社会』の検討に新たな視点⁹⁾が提供されることを強調した。また平野は別の著書の中で、正統・本流の国際関係論の議論を、領域主権国家という「動かない主体が作り出す議論」¹⁰⁾とたとえている。それに対して、国境を越えて動く人々を含めた「動く主体が作り出す国際関係論」に着目することで、近代国際関係論では国家の外交政策や安全保障政策のエージェントとしかみられない外交官や兵士にも、国際関係を作り出す主体性が見出されていく¹¹⁾。今日の国際社会の特徴が国境の浸透化と主体の多様化である以上、国際関係論の主要命題である「平和」や「秩序」の希求のためには、いわゆる「動く国際関係論」の視点が不可欠である。つまり平野にすれば、「人の国際的移動」を研究する重要性は、国際関係論再考にむけた新たな視点の提供にあった。

現代の国際社会の成立及び変容を分析するにあたり、人の移動からの観点を重視するという立場は国際関係論の隣接分野でも主張されている。たとえば伊豫谷登士翁は近代資本主義世界の形成・発展と「人の移動」のかかわりについて多くの著作を発表している。伊豫谷によれば、「人の移動」の研究がこれまで既存の研究分野の中で周辺的な扱いを受けてきたのは、「人の移動」を取り上げることで何が明らかになるかが明確でなかったからである。そこで、ジェンダー・スタディーズが男性社会に対して女性を付け加えるだけではないことになぞらえて、移民研究を既存の研究に付け加えるのではなく、「人の移動」という観点から世界のあり方を捉えること¹²⁾により、「これまで見えてこなかったことが明らかになる」¹³⁾と強調する。つまり人の移動は自立的なものではなく、経済や社会、政治の変動に呼応している。そこで人の移動の形態を分析することは、その時々の国家のあり方の変化や社会的変化をとらえるひとつの切り口となる¹⁴⁾。さらに国際関係論を含めて「国際」と名のつく様々な社会科学がナショナルな政治や経済や社会を単位として分析研究してきたのに対し、実際は「境界線」によって分けられる「内と外」や「自己と他者」という2項対立を確定し維持するのは困難である。「人の移動」に象徴的にあらわれているように、「境界性」は絶えず挑戦され揺るがされている。そこで「人の移動」という分析枠組みに投射して様々な事象を明らかにすることが、「国家対国家」という世界認識の枠組み、あるいは近代という時代的規定¹⁵⁾を問い合わせ直すための鍵となるという。

以上のように平野も伊豫谷も、既存の学問分野に「人の移動」という事象を付け加えるのではなく、「人の移動」という分析枠組みによって、これまで見えなかつたものが明らかになることを重視する。具体的にいえば、国家に吸収・統合される客体としてだけでなく、国際関係を構成・再構成する主体としての可能性を個人の中に見出そうとする立場である。2005年に出版された、ある国際関係論の教科書の題を借りれば、「人間主体の国際政治（*Global Politics as if People Mattered*¹⁶⁾）」が目指されているということであろう。日本でも1980年にすでに、馬場伸也は『アイデンティティの国際政治学』の冒頭で、「人間主体の観点」から国際関係論を構築するという立場を表明している¹⁷⁾。先述のとおり現在でも、領域的主権国家を中心とした「動かない主体が作る国際関係」が国際関係論の主流であり本流であることにかわりはない。

つまり、「動かない主体が作る国際関係論」だけをみて国際関係論の学問としての目的が果たせれば、それ以外のものに目を向ける必然性はない。しかし「動かない主体が作る国際関係論」の想定から離反する行動を個人がとる可能性が高まり、またはとらざるを得なくなるように状況が増加している以上、その様な行動から生じる国際関係を無視しては国際関係論の本来の目的が果たせなくなってしまうだろう。

「平和は20世紀の問題である」¹⁸⁾ とすれば、今なお国際関係論を学ぶ者を悩ませるのは、その定義はどうであれ、「平和の条件（the conditions of peace）を見極め、達成する」ことにあるとウォルツは言う。なにも問題のない時には人は正義や自由を追い求めるかもしれないが、飢えや内戦といった危機に差し迫れば、何はともあれ「安全（security）を確立・保持するのに十分な力」¹⁹⁾ を最重視するようになる。つまり主流・本流の国際関係論によれば、その「力」を持つのが領域的主権国家であり、人はその成員になることによって安全を提供されることになっていた。したがって当然のことながら、国際関係論の主眼は国家、さらには国家間関係におかれることになる。人の移動の歴史は人類の歴史でもある。しかし人の移動が「国境」を越える移動という意味を持つようになると、国籍を基に国民と外国人が線引きされ、それぞれが異なる扱いを受けるようになった。しかし「国民」は一歩国境を越えて外に出ると「外国人」になる。「国民」と「外国人」とはコインの表裏のような関係である。また「破綻国家」のように、「国民」であっても「国家」によって人権が侵害されたり、時には生命を奪われたりもする場合もおこっている。現実の国際政治体制は、「国家」を持たない人、「国家」の枠組みに縛られないことを選択する人、「国家」から捨てられた人々が提起している問題が放置されている。さらにいえば、「移民」、「難民」、「外国人」を定義・分類する際、女性や子どもがその中に含まれていることが認識されているだろうか。国境を越えて移動する人の背後には、出身国に残された家族が存在している。国境を越えて引き裂かれた家族にはどのような影響が及ぶのか。海外送金による経済的利益が注目を集めことが多いが、家族形態が変容することによる負の影響も大きいはずである。

つまり現在では、「安全」の定義がどうであれ、国家間の「安全」だけでは「安全」と感じられない人や、「安全」をまったく提供されない人にとって、国家を離れて移動する条件が以前よりも整ってきていている。すべての人が潜在的移住者であることを考慮すれば、現在の国際関係を考えるにあたり、領域的主権国家間の国際関係に加えて、「動く主体」によって作られる多様な国際関係を無視することはできない。したがって、今後は個人の学問的志向にかかわらず、「移動する（on the move）」、さらにはその結果生じる「本来の場所から離れ（てい）る（out of place）」事象・状況に、国際関係論が応える必要性が高まっている。

III. 人の国際移動に関する研究・教育体制—日本と英米の例から

以上のように日本では、国際関係論の中に「人の移動」を取り上げる意義は前から主張されてきた。しかし実際の教育体制の場では、「人の移動」は「民族紛争」や「テロリズム」といった現代の国際関係の抱える問題の一部として扱われることが多い。それでも以前と比べると、国際関係論の中核をなす「平和」と「人の移動」の関係を直接取り上げ分析検討する例もみられるようになってきた²⁰⁾。それに対して英米の国際関係論の扱いとしては、「人の移動」は実践的政策課題であり理論的発展のための意義は低いとされている。

先述のとおり、国際関係論という学問が第1次世界大戦を契機に英米で発足した際、その究極の目的は平和の実現であった²¹⁾。日本に国際関係論が導入されたのは第2次大戦後で、川田侃が『国際関係概論』を1958年に執筆する²²⁾。川田の場合も国際関係論を語り教える理由として、自らの戦争経験に基づく「平和研究、平和学の指向」をあげている²³⁾。『国際関係概論』の構成は、「国際関係の生成・展開」という章にはじまり、最後には「国際協調と平和への追求」という章で締めくくられている。1960年代に出版された齊藤孝編著の『国際関係論入門』も「国際社会の歴史」に始まり「戦争と平和」で終わっており、平和への志向性は引き継がれていく。さらに大胆に、先にもふれたように馬場は『アイデンティティの国際政治学』の中で、現代の国際社会を分析するには国家のみならず、個人、集団、地方、超国家組織を行為体としてとらえ、それらの有機的連関関係の法則を抽出する必要性を訴えた²⁴⁾。その後、日本の国際関係論は「平和研究、平和学の指向」に基軸におきつつ、食糧や資源問題、地球環境から情報ネットワークや文化政策など、ますますその対象領域を広げてきた。「人の移動」に対する关心もこのような学問的流れの一部を構成してきたと考えられる。これらのことはすでに多くの研究者により何度も指摘されている。たとえば百瀬の言葉を借りれば日本の国際関係論の「広領域化」²⁵⁾であり、また初瀬の言うところの国際関係研究への「日常性概念の導入」²⁶⁾である。

一方英米においては、「人の移動」を専門的に扱う研究・教育機関は複数存在するものの、その焦点は「移住・移動」への実務・政策的対応におけるようにみえる。当然、「人の移動」は複雑な要因をはらんでいることから、国際関係論を含めた学際的アプローチがとられている。具体的には、人類学や社会学、さらには社会政策を専攻する上で、「人の移動」に関する科目や学位が隣接分野の学部と協力科目として設置される場合が大半である。また、社会人やNGO関係者向けの短期コースを設けている場合もある。これらのコースの目的は、「人の移動」がもたらす利益を最大限にし、その弊害を最小限に抑えるにはどうすればいいかという実践的な問題解決の要請に応じることにある。これらの機関が活動を続けるためには、大型の外部資金を獲得する必要があるということも、実践的な政策提言に重きをおく理由のひとつであろう。その結果、「人の移動」が国際関係の変化の兆候であると同時に変化をつくりだす動

因のひとつであるという見方や、「人の移動」がその時々の国際社会の中で担っている意義や役割を分析しようとする理論的志向性への関心は低いように思われる。さらに国際関係論の専修過程の中で「人の移動」が取り上げられることはほぼない。

たとえば、国連アナン前事務総長の下で2003年から2005年までの間、国際的な人の移動をめぐる問題に対して包括的にかつ一貫した地球規模の対応を確立するための委員会（the Global Commission on International Migration、以下、GCIM）が設置されていた。この委員会に協力・支援する研究機関として、国際機関を含む36の研究・教育機関のリストがホームページ上に名を連ねている（<http://www.gcim.org/en/links.html>）。日本はこの委員会を支援するコア諸国に入っているが、日本の研究・教育機関は協力・支援機関として連携活動をおこなっていない。それに対し英国からは最多の5機関の名前が挙がっておりで、うち2つがオックスフォード大学によって運営されていた。現在、オックスフォード大学では「人の移動」に関する大学院レベルの学位授与プログラムが2つある。ともに複数の学科が連携してつくられた研究所が中心となったプログラムで、1つは文化人類学学部を中心となって構成された、「移動、市民権および開発研究センター（Centre on Migration, Policy and Society）」が実施している移民研究（M.Phil in Migration Studies）の修士プログラム（2年間）である。加えて、開発研究をおこなうクイーン・エリザベス・ハウスの一部を担う難民研究センターは、強制移住（M.Sc in Forced Migration）研究の修士プログラム（9ヶ月）を提供している。難民研究センターはまた、実務者向けの集中コースを夏休み中に開催している。どちらのプログラムも学際的アプローチを強調しつつ、関連分野の実務能力の獲得も目的の1つにあげている。その一方で国際関係論専攻・修士課程の必修3科目—「1900年以降の国際システムの発展」、「国際関係論の理論研究と現代の課題」、「第2次大戦後の国際システムの発展」—及び関連科目の中で「人の移動」に触れるものはまったくない²⁷⁾。同様の傾向は英国の他の大学・研究機関にもみられる。先述のGCIMへの協力機関であるウォーリック大学とロンドン大学ユニバーシティー・カレッジでは、前者はエスニック関係研究センター、後者は地理学部を中心とした移民研究ユニットで移民関連の研究が行われている。また同じくGCIMへの協力機関であり、かつ移民研究の修士プログラムの中では英国で最も歴史が長いサセックス大学移民研究センターの場合は、1年と2年コースの2つの修士プログラムが用意されている。人類学、地理学、法学、政治学をとりいれた学際的研究・教育アプローチのもとで、国際移住への理解を深めることと移民関連の政策実践に力を注ぐ。オックスフォード大学同様、これらの大学においても、国際関係論の学位プログラムの中で「人の移動」が取り上げられ教えられているわけではない。

米国に目を転じても、国際関係論のコースの中で「人の移動」を理論的に扱うというよりか、複数の専攻にまたがって「人の移動」に関係するプログラムが設置されている例（コロンビア大学）や、1つの学部内にセンターを設立しつつ学際的に研究・教育をすすめている例（プリンストン大学）、社会政策に関連する学位コースの中の1科目として提供されている例（ハーバード大学）など、多くの例がある。

バード大学）などがほとんどである。またインターンやフィールド・ワークへの支援を積極的に実施しているコースも多い。さらにはジョージタウン大学のように、外交政策学部の一部として、ロー・センターと提携して国際移動研究所（Institute for the Study of International Migration）を設立している例もある。この研究所では人権や人道問題に関心のある学生に対し、難民と紛争後社会に関する問題に特に力を入れた修士課程プログラムを提供している。各大学・研究機関はジョージタウン大学にみられるように、「人の移動」から生じる実質的な問題の中の1分野に特化し教育・研究を実施している。コロンビア大学の場合は公衆衛生や法律と「人の移動」との関連に焦点があてられているのに対し、プリンストン大学は、ウッドロー・威尔ソン公共国際大学院から提供された資金をもとに、社会学部の一部にセンター（Center for Migration and Development）を設立し、国際移住と開発を中心とした教育・研究をおこなっている²⁸⁾。

以上、英米の大学・研究機関には、学際的アプローチの重視と実践経験を意識した問題解決型の取り組みという特徴が見て取れた。それに対して「人の移動」の問題に特化した日本の大学・研究機関は筆者の知る限りでは存在しない。日本では先述のとおり、経済学や人類学、社会学といった個別の分野において「人の移動」をめぐる研究がなされてきた。国際関係論の分野においても、日本では「人の移動」を対象領域に含めていこうという意欲がみてとられる。このような英米と日本の学問的アプローチの違いは、どちらのほうが勝っているとか劣っているというよりかは、必然的にそれぞれの国の学問的関心を反映している。ごく最近まで日本では、外国人移住者は一時的滞在者として取り締まるだけの対象であり、積極的に「移民受け入れ政策」や「難民政策」を重要政策課題として総合的に取り組む環境になかった。そのためかえって「人の移動」という現象を、個別学問領域における分析対象として理論的に扱う傾向が強かったのかもしれない。ただし現在では日本でも、「国際（強制）移動学」のような1つの体系的な研究分野の樹立を主張する識者もいる²⁹⁾。

IV. 今後の課題—「私的領域」³⁰⁾におけるグローバル・ガバナンス？

それでは今後、国際関係論の中に「人の移動」という分析枠組みを取り込むことにより新たにどのような課題が考えられ、かつそれがいかに重要なのか。近年、グローバリゼーションと人権・市民権に関する論考の中で、「シティズンシップの格差（citizenship gap）」を指摘するものが多い。「シティズンシップの格差」とは、「グローバル化する世界システムにおいて、個人のメンバーシップ、権力保有者のアカウンタビリティ、人権に対する尊重を確約する政治的メカニズムの欠如」³¹⁾と定義されている。これは国際社会における国家及び国家と個人の関係の変容を意味し、今後の国家や国際関係のあり方を問う重要なテーマといえる。

私たちが日常生活において「シティズンシップの格差」を具体的に感じるのは、以下の2点

においてだろう。第1に、以前から指摘されているように、グローバリゼーションの影響により、シティズンシップ資格を保有していてもシティズンシップの実質的内容を享受できない人が増えている。つまり名目的シティズンシップと実質的シティズンシップの乖離である。理論上、ある国のシティズンシップ資格保有者は、その国の正式な成員として、外国人労働者や留学生など非保有者には認められない様々な権利を保障されることになっている。各国政府が成員と非成員を区別する必要性はそこにある。たとえば成員にしか認められていない権利の1つに、政治的権利の一部を構成する投票権がある。シティズンシップ資格保有者は投票権を行使することで、主権者としての自分たちの政治的意思を表明し、それに基づき国政が運営されるはずである。しかし名的にはそうであっても、現実には自由で公正な投票行動が確保されていない場合も多い。またシティズンシップ資格は保有していないが長期で合法的に滞在している者に対して、地方選挙などの一定程度の政治的権利を認める国も増えている。

加えて、グローバリゼーションが各国政府の政策能力を超えた大きな影響を及ぼし、主権者である成員全員に生命、自由、幸福を追求する権利や安全な生活を提供することが現実には困難になっている。一方ではグローバリゼーションはまた、グローバル企業に勤務するエリートや特殊能力を持った技術者や専門職の人々に対して、国家の枠を超えた活動範囲を可能にした。こういったいわゆる「グローバル・エリート」は、国家が提供するサービスや社会保障とは関係のない生活を選択できる。その結果、シティズンシップの実質的内容が各々異なるだけでなく、その格差が一層拡大しているというのが第2の点である。つまり、シティズンシップ資格保有者が国内で十分な社会保障を受けられなければ、少しでも豊かで安全な生活を求めて国境を越えたいと考えるかもしれない。しかし非正規移住労働者としてしか移住の機会がなければ、移住先で過酷の労働条件・待遇を強いられてしまう。一方、一部の専門職、技術者などは、高い賃金、高い生活水準を求めてあたかも国境が存在していないかのように移動しうる。彼ら・彼女らはグローバリゼーションの恩恵を受け、シティズンシップ資格の保有から享受する権利だけでなく、シティズンシップの有無を超えた選択肢をもつにいたった。現在、いわゆる「シティズンシップの黒字」を享受している人と「シティズンシップの赤字」を被っている人が混在している。前者は国家から乞われていても国家と一定の距離をもとうとするが、後者は国家にすがりつくしかないのに冷淡にされる。その方向は逆かもしれないが、ある意味では両者はともに国家との関係を見直す必要に迫られているといえる。

本稿が注目するのは、「シティズンシップの格差」はさらなる国境を越える「人の移動」をうみだし、それは国家と個人のみならず家族のような親密圏のあり方も変容させている点である。一体、人が国境を越えることから「家族」のあり方が変容するとき、いわゆる「私的領域」に発生する「安全」と「非・安全」に対応して「グローバル・ガバナンス」が構築される可能性はあるのか。具体的には、多くの先進国で少子高齢化や晩婚化、さらには女性の労働力市場への進出や移住者の増加などの要因から、「世帯（household）」³²⁾ のグローバル化とも言うべ

き現象が顕著になっている。これらの現象を加速化させる要因の1つに、多くの国でみられる社会福祉政策の縮小がある。シティズンシップ資格保有者はますます、社会福祉分野一特に育児や介護一における自助努力を求められている。そこで先進国や第3世界の富裕層は海外から住み込みで外国人移住者を雇い入れ、彼ら・彼女らが子どもの実質的な育ての親になったり、高齢者の介護をおこなったりする場合が増加している。これはつまり、先述の「シティズンシップの格差」が「私的領域」のグローバル化によって乗り越えられていることを意味する。このように自力で格差を乗り越える術をもつ者の多くは、自らも高い賃金や生活水準を求めて国境を越えることが可能な者である。こういった人々は、結果的に「シティズンシップの黒字」を最大限に享受しつつ、国境をまたいだ人間関係から世帯を再構成することで、その世帯内での「安全」を高めている。つまり「国境を越える世帯化現象（global householding）」とよびうるようなものがおこっており、その裏側で「国境を越える世帯崩壊現象（global de-householding）」が生じているのである³³⁾。一部の人の「国境を越える世帯化現象」は別の家族の国境を越えた解体によって支えられている。

実際のところ、先進各国の政府は少子高齢化社会を支えるために、介護士や看護師に対する優先的入国受け入れ政策の導入に積極的姿勢を見せている。しかしその議論の中では、住み込みの女性移住家事労働者とその家族の「安全」、「非・安全」は見過ごされたままである。先進国の家族は、外国人の住み込み看護・家事労働者を組み込んだ「国境を越えた世帯化」を積極的かつ主体的に選択している。それに対し住み込み看護・家事労働者は、経済的困窮や社会的閉塞感から逃れるために国境を越える者が大半である。フィリピン出身の女性移住家事労働者から見た場合、自分を雇用するアメリカの家庭の「国境を越える世帯化現象」は、フィリピンにいる子供の養育や老親の世話を放棄するという「国境を越える世帯崩壊現象」の上に成立している。母親が海外で働き送金する結果、本国に残された子は経済的には豊かになるが、精神的に困難な状況におかれてしまうとの研究もある³⁴⁾。フィリピン人看護士はアメリカで稼ぐ賃金の一部をマニラの自宅に送金し、その家族はその金でベトナムの農村出身のメイドを雇っている場合もあるかもしれない。ではそのベトナム人メイドの家族はどうなるのか。アメリカをはじめとする豊かな国の雇用者家族の「国境を越える世帯化現象」と、貧しい国に居住する被雇用者家族の「国境を越える世帯崩壊現象」は絶えず同時に存在する。そして移住労働者が雇用者家族の「国境を越える世帯化現象」を支えることで発生するコストは、「国境を越える世帯崩壊現象」という形で、移住労働者及び本国に残された家族に国境を越えてそのまま転化されてしまっている。現状ではコストの転化のサイクルはつづき、最終的にはもっとも弱いものの上にすべてが降りかかることになる。

上記のような「世帯」の国境を越える変容については何の国際的制度も存在しないため、利益とコストの分配がまったくなされていない。別の見方からすれば、「国境を越える世帯化・世帯崩壊」現象そのものが、南北格差及び性差別・人種差別を増殖させるものとして、批判・

拒否されるべきものなのかもしれない。そうだとしても、そのような議論をする場すら準備されていない。また当然のことながら、先進国内においても全員が「国境を越える世帯化」の利益を享受できるわけではない。できない者は公的扶助もないまま、育児・介護などを自分たちだけで担わざるをえない。移住者が移住先でこうむる過酷の状況について一国レベルで、もしくは多国間レベルでなんらかの対応が必要であるのはいうまでもない。国家と個人の関係が変容する中で、「シティズンシップの黒字」と「シティズンシップの赤字」は「公的」「私的」両分野でみられる。国境を越える人の流れは家族を解体しているのか、それとも再構成しているのかを常に問う必要がある。国家は「シティズンシップの格差」の解決をシティズンシップ資格保有者個人に押し付け、その結果が世帯の変容をうみだしている。しかし現状では、先進国の家族には豊かな経済力を背景に国境を越えて世帯を再構成するという選択肢が与えられ、第三世界の家族はそれを実現するためのコストを負うべく解体するしかない。現在、先進諸国の政府も家族も、自らの「国境を越える世帯化現象」の利益を確保することに忙しく、その背後に進む移住者の家族の「国境を越える世帯崩壊現象」に目を閉ざしている。また移住者を送り出す国の政府も、「国境を越える世帯崩壊現象」をとめるだけの力もなければ関心もないようにも見える。国家と個人の関係の変容は世帯のグローバル化という状況を生み出しているにもかかわらず、その結果生じる弊害や問題に対処するグローバルな制度は存在していない。この問題に国際関係論はどのように対処していくのか。国際関係論が直面する大きな挑戦である。

注

- 1) 詳しくは、Ghosh, Bimal, "New International Regime for Orderly Movements of People: What will it Look Like?", in Bimal Ghosh (ed.), *Managing Migration* (Oxford: Oxford University Press, 2000) chap. 9.
- 2) 抽稿「人の国際的移動の管理と移民の権利保護に関する国際レジーム—その萌芽的形成と問題点に関する試論」『比較社会文化』第9巻、2003年、137－146頁を参照。移動する人の権利保護の促進ではなく、国家間協調による管理を重視する顕著な例としては、1990年の国連総会において採択された「あらゆる移民労働者とその家族の権利保障に関する条約 (International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Their Families)」に対する国際的関心の低さが挙げられる。2007年7月現在で批准国は28カ国しかない。人権に関する国連条約の中でその批准国数は異例の少なさである。
- 3) 国境を越える家族関係の変容とガバナンス論の交錯については、北海道大学の遠藤乾先生を中心とする研究会から多くのことを学ばせていただいた。遠藤乾「越境する親密圏—グローバル・ハウスホールディングの時代」遠藤乾編著『グローバル・ガバナンスの最前線』東信堂、2008年3月(刊行予定)、第5章。
- 4) Linklater, Andrew, and J. MacMillan, *Boundaries in Question: New Directions in International Relations* (London: Macmillan, 1995), p. 2.
- 5) Ibid., p. 1.
- 6) Ibid.
- 7) 平野健一郎「ヒトの国際的移動と国際関係の理論」『国際政治』第87号、1988年、5頁。
- 8) 同上、12頁。
- 9) 同上。

- 10) 平野健一郎「国際文化論」東京大学出版会、2004年、iii頁。
- 11) 同上。
- 12) 伊豫谷登士翁「グローバリゼーションと移民」有信堂高文社、2003年、iii頁。
- 13) 同上。
- 14) 同上、21頁。
- 15) 同上、v頁。
- 16) Tétreault, Mary Ann, and Ronnie D. Lipschutz, *Global Politics as if People Mattered* (Lanham: Rowman & Littlefield Publisher, 2005).
- 17) 馬場伸也「アイデンティティの国際政治学」東京大学出版会、1980年、i頁。
- 18) Waltz, Kenneth N., *Man, the State and War: A Theoretical Analysis* (New York: Columbia University Press, 2001), p. 11. First Published in 1959.
- 19) Ibid., p. 12.
- 20) たとえば、大芝亮ら編『平和政策』有斐閣、2006年。
- 21) たとえばよく知られているとことでは、国際関係論の目的として、Carr, E.H., *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* (London: Palgrave Macmillan, 2001), new edn., chap. 1の中でも「平和の希求」があげられている。日本における国際関係論の発展の経緯については、高田和夫編著『新時代の国際関係論』法律文化社、2007年、i – v頁、初瀬龍平「たかが国際関係論、されど国際関係論」神戸大学最終講義、2001年1月31日、未発表論文、を参照した。
- 22) 川田侃「国際関係概論」東京大学出版会、1958年。
- 23) 川田侃「国際関係研究」東京書籍、1996年、334頁。
- 24) 馬場、前掲書、iii頁。
- 25) 百瀬宏「国際関係学原論」岩波書店、2003年、2、13–20頁。
- 26) 初瀬龍平「日常性と国際関係」「国際政治」第129号、2002年、33頁。
- 27) http://www.politics.ox.ac.uk/teaching/grad_ir/reading_lists
- 28) コロンビア大学には「強制移住と公衆衛生に関するプログラム (Program on Forced Migration and Health)」と「国際移住：経済、倫理、法律プログラム (International Migration: Economics, Ethics and Law)」の2プログラムが存在する。前者は人口・家族計画学部、後者はロー・スクールで開講されている。
- 29) 小泉康一「国際強制移動の政治社会学」勁草書房、2005年、371–373頁。
- 30) 近年、「公的」・「私的」領域の中身、さらには「公」・「私」の区分の是非や変容などについて様々な議論が展開されている。これらの研究の重要性は疑うまでも無い。ただ現状では、国家を中心とした「公的領域」における制度化は重層的に進んでおり、それについては「グローバル・ガバナンス」の研究が蓄積されている。その一方で、「家族」関係は国境を越えて変容しているにもかかわらず、それに対応した国境を越える制度化の取り組みは遅い。もしくは「私的領域」であるとして、意図的に関与・不関与を各國政府が使い分けている例もみられる。本稿の関心は国境を越える「家族」の変容の結果、不利益をこうむるのは圧倒的に女性や子ども、第3世界の人々であり、なんらかの国際基準やルールによりその被害を緩和・回避できる可能性を探ることである。
- 31) Brysk, Alison. "Conclusion: From Rights to Realities", Alison Brysk (ed.), *Globalization and Human Rights* (Berkeley: University California Press, 2002), p. 246.
- 32) 血縁や結婚に基づく「家族 (family)」に対し、「世帯 (household)」は住居と生計を共にしている人々の集まりを意味することが一般的である。また世帯構成員には、擬似的な (fictive) 家族関係に基づく者、例

えば子供の実質上の育ての親となるメード、高齢者の世話をする住み込みの移住家事労働者などが含まれる。

- 33) 抽稿「国境を越える人の移動」高田和夫編『新時代の国際関係論』、96–99頁、Karatani, Rieko, " 'Security' and 'Insecurity' of Female Overseas Workers: under New Global, Regional and National Regimes". Paper presented at the International Conference on 'Global Migration and the Household in East Asia', Seoul, Korea, 2-3 February, 2007。近年、世帯内のメンバーが海外に移動し送金をすることで生計を支えたり、世帯内に海外からの移住家事労働者を受け入れることで、生活が成り立っていたりする世帯が増加している。国境をまたいだ人間関係から世帯が構成される状況が、絶え間なく進展していることを表すためにglobal householdingと進行形が用いられている。現在、Michael Douglass教授（ハワイ大学）と遠藤乾教授（北海道大学）を中心に、Global Householdingというリサーチ・プログラムが進行している。Global Householding概念についてはこのプログラムの草案を参照した。たとえば、Douglass, Mike, "Global Householding in Pacific Asia", *International Development Planning Review* vol. 28 no. 4, (2006), pp. 421-44を参照。筆者はglobal householding概念を「国境を越える世帯化現象」と訳し、その上でこの「国境を越える世帯化現象」を積極的に利用できる人々の背後には、「国境を越える世帯化現象」への参加を強要され、負の側面をおしつけられている人々がいることを指摘したい。筆者は後者を「国境を越える世帯崩壊現象（global de-householding）」と定義づけ、この2つを相關概念（relational concepts）として同時に分析することを提案する。
- 34) Parreñas, Rhacel Salazar, *Children of Global Migration: Transnational Families and Gendered Woes*. (Stanford: Stanford University Press, 2005).